

環境保全協定書

(開発行為者)

鹿児島県国分市敷根141番地
株式会社 キリシマ
代表取締役 鎌田善政

環境保全協定書

霧島町長近藤好夫（以下「甲」という。）と株式会社キリシマ代表取締役鎌田善政（以下「乙」という。）とは、乙が霧島町永水・大窪地内に建設するゴルフ場の工事中及び供用時の公害防止、生活環境を保全するために、開発協定書12条の規定に基づきつぎのとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲、乙相互に協力して霧島町における公害の発生を防止し、町民の健康を保護すると共に、生活環境を保全することを目的とする。

（環境保全の基本理念）

第2条 乙は、ゴルフ場開発及び事業活動による公害の発生を未然に防止し、良好な自然環境を保全するため、環境保全措置を誠実に推進するとともに、甲の講ずる環境保全施策に積極的に協力するものとする。

2. 乙は、ゴルフ場の開発行為による自然環境の改変を最小限にとどめ、積極的な自然環境の回復を図るものとする。

（県要綱等の遵守）

第3条 乙は、鹿児島県環境影響評価要綱に基づき作成した環境影響評価書、鹿児島県土地利用対策要綱に基づき承認された土地利用承認書及び同要綱8条の規定により甲乙で締結した開発協定書を誠実に履行すること。

（管理責任体制の確立）

第4条 乙は、ゴルフ場の工事中及び供用時の円滑な事業の実施を図るとともに、災害防止や自然環境保全を推進するため専任の管理者をおき、管理責任体制を明確にしなければならない。

2. 乙は、前項の規定により管理責任者を設け管理事務所を設置したときは、その旨を甲に届けるとともに、現地に表示しなければならない。又これを変更したときも同様とする。

（環境監視及び報告）

第5条 乙は、工事中及び供用時の環境について、別紙に示す環境監視計画に基づき環境監視を行い、その結果を甲に報告するものとする。また、「鹿児島県ゴルフ場農薬安全使用指導要綱」に基づき鹿児島県知事に報告義務のある事項についても、同時に甲に報告するものとする。

2 甲は、前項の監視の結果公害を発生させ、若しくは発生させるおそれがあると認めるとき、又は自然環境への著しい影響を発生させ、若しくは発生させるおそれがあると認めるときは、乙に対し当該建設工事又は原因となる事業活動の中止及び改善を指示することができるものとする。

3 乙は、前号による甲の指示があったときは、直ちに当該建設工事又は原因となる事業活動を中止し、甲と協議のうえ必要な措置を講じなければならない。

（施設の変更等）

第6条 乙は、施設を新增築又は変更しようとするときは、事前にその計画を甲に提出し、承認を得るものとする。

(立入調査等)

第7条 甲は、この協定の履行に必要な限度において、乙に対して報告を求め、又は甲の職員にゴルフ場に立入り、施設その他の物件を検査させることができる。

- 2 前項による検査において費用を伴う場合、その費用については乙が負担するものとする。
- 3 甲は、前第1項の規定による報告又は検査の結果、必要があると認めるときは、乙に対し改善をすべき事項を指示することができる。
- 4 乙は、前項による甲の指示があったときは、直ちに甲と協議し必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第8条 乙は、ゴルフ場の開発及び事業活動に伴い、住民等から公害苦情の申立てがあったときは、誠意をもってこれに対応し解決するものとする。

(被害補償等)

第9条 乙はゴルフ場の工事中及び使用時に公害若しくは災害等により周辺地域住民へ被害等が発生した場合は、直ちに災害現場の復旧を図るなど必要な措置を講ずるとともに、被害の原因及びその状況を調査し甲及び関係行政機関に報告を行い、その指導に従わなければならない。

- 2 甲は、前項の報告により必要と認めるときは、乙の協力を得て調査を行うものとする。
- 3 調査の結果、これらの原因がゴルフ場に起因するものと推定される場合には、乙は、故意又は過失の有無に関わらず誠意をもって被害補償その他の適切な措置を講ずるものとする。

(権利義務の承継)

第10条 乙は、やむを得ない理由により事業の運営等にかかる権利又は義務を第三者に譲渡又は承継使用する場合は、甲と協議し承認を受けなければならない。

- 2 前項の規定により乙の事業にかかる権利又は義務を譲り受けた者は、承継する事業の環境保全について甲と協定を締結するものとする。
- 3 乙が譲渡するまで負担していた義務は、継続してその譲受け人と連帯して負担するものとする。

(協 議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に定める事項について疑義が生じたとき、又は協定に定める事項を変更しようとするときは、その都度甲乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結の証として、本簿2通を作成し、甲乙記名押印の上各自1通を保有する。

平成5年3月19日

甲 鹿児島県始良郡霧島町田口8番地4

霧島町長 近藤好夫 公印

乙 鹿児島県国分市敷根141番地

株式会社 キリシマ 代表取締役 鎌田善政 社印